

「水口神社奉賛会 会則」

第 1 章 名称及び事務所

第 1 条 本会は、水口神社奉賛会と称し、事務所を水口神社内に置く。

第 2 章 目的及び事業

第 2 条 本会は水口神社を護持し、御神徳の昂揚を図ると共に会員相互の親睦を深め、清く明るい世の中を建設することを目的とする。

第 3 条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 御神徳の昂揚に関する事業
- ② 神社の諸施設の拡充・完備に関する事業
- ③ 滋賀県指定無形民俗文化財「水口曳山まつり」(4月20日)の保存に関する事業
- ④ 会員の相互の親睦・連携と促進に関する事業
- ⑤ その他、本会の目的達成に必要な事業

第 3 章 会 員

第 4 条 本会は本会の趣旨に賛同する者をもって会員とする。

2 会員の種別を分けて次の3種とする。

- ① 正 会 員 会費年額 金2,000円志納する者
- ② 特別会員 会費年額 金3,000円志納する者
- ③ 名誉会員 会費年額 金5,000円以上志納する者

第 4 章 会 議

第 5 条 本会は次の会議を行う。

- ① 総 会
- ② 理 事 会

第 6 条 総会を分けて通常総会と臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎年1回これを開き、会則の改廃・予算・決算及び事業計画その他重要事項を審議決定する。
- 3 臨時総会は、理事会で審議のうえ、会長が必要と認めた時に招集する。
- 4 通常総会の開催が自然・社会情勢に鑑み困難と判断される場合には、会長は理事会を招集しこれに代えることができる。

第 5 章 役 員

第7条 本会に、次の役員を置く。

- ① 会 長 1 名
- ② 副 会 長 2 名
- ③ 理 事 若干名
- ④ 監 事 2 名
- ⑤ 幹 事 若干名

第8条 役員は理事会において選出し、総会で承認を受けるものとする。

幹事は会長がこれを委嘱する。

- 2 役員の任期は2ヶ年とする。補欠により就任した役員の任期は前任者の残存期間とする。

第9条 会長は本会を代表し、会務を総括し、総会及び理事会を招集し、その議長となる。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- 3 理事は会務に参画する。
- 4 監事は事業及び会計を監査する。
- 5 幹事は地区内会員との連携に当たる。

第10条 会長・副会長・理事・監事は理事会を構成し、規約に定める事項及び総会の決定事項を処理するほか下記の事業を行う。

- ① 予算・決算・事業その他総会に提出すべき議案の作成。
- ② 総会に付議すべき事項にして総会を招集する暇なくこれを処理した場合には、次の総会に報告することとする。

第11条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は会員中より本会に功労のあった者の中から、会長がこれを委嘱する。
- 3 顧問は会長の諮問に応えるほか、本会の重要事項の企画に関与し、意見を述べることができる。

第 6 章 会 計

第12条 本会の経費は、会費・寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

第13条 本会の会計年度は、毎年10月1日に始まり翌年の9月末日に終わる。

発会 昭和37年(1962年)11月4日

改定 平成11年(1999年)11月3日

改定 令和3年(2021年)11月3日